

厚生年金基金解散による受給権侵害は許されない

厚生年金基金法改定により、解散や代行返上の方針を代議員会で議決する基金が急増しています。

厚労省年金局の公表によると、5月末現在で519基金のうち、解散の方針を決めた基金が236基金、代行返上の方針を決めた基金が41基金となっており、記録整理等具体的な作業を始めています。

また、2013年3月末において厚生年金基金に参加する事業所数は11万あり、基金の加入員数は426万人で受給者数は293万人と公表されています。

政府は少子高齢化のもとで、公的年金は先細りせざるをえないので、老後の所得保障は企業年金や私的年金で補完してもらいたい。そのため企業年金等の育成が重要だなどと国会答弁で述べていますが、今回のA I J事件を契機に厚生年金基金制度廃止の方向を強め、積立不足（代行割れ）の基金は強制的に5年以内の解散が決められました。

社会保障制度審議会の議論のなかでも、基金参加企業の存続問題等が中心で加入者、受給者の年金受給権については、ほとんど議論されていません。

最近の年金相談会でも、何人かの相談者から、「基金解散のお知らせが届いたが、今後自分の年金はどうなるのか、この問題の責任はどこにあるのか」など上乗せ年金がなくなることへの不安や怒りの声が寄せられています。

公的年金が毎年減額され続けられるもとで、基金解散により上乗せ年金がゼロになってしまうのです。

このような年金生活者の生存権を脅かすような年金削減に黙っているわけにはいきません。公的年金の引き下げに反対するとともに基金解散による受給権侵害に反対する運動を進めましょう。

「企業年金の受給権を守る連絡会」は受給権を守るため、ホームページでの広報活動、勉強会、相談対応、裁判支援、各基金受給者有志の交流などを進めながら、企業年金の受給権保護と支払保証制度の法制化を要求して活動しています。基金解散により受給権が侵害されたことに怒りや不満をお持ちの方は、ぜひ下記の「企業年金の受給権を守る連絡会」ご連絡ください。

（企業年金の受給権を守る連絡会）

<http://www.kinennkin.info/kigyounenkin/welcom/welcom.html>

代表世話人 （社会保険労務士）夏野弘司

企業年金の受給権を守る連絡会

（問合せ）事務局（木村）TEL/fax03-3902-2189

Eメール kimura-f@ma.kitanet.ne.jp